

鳥取県議会告示第4号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (収支報告書の閲覧) 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、 <u>鳥取県未来づくり推進局</u> <u>県民課</u> 、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県 民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民 局又は日野総合事務所県民局を經由して提出するこ とができる。 8 略 | (収支報告書の閲覧) 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、 <u>鳥取県総務部県民課</u> 、東 部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部 総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野 総合事務所県民局を經由して提出することができ る。 8 略 |

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。